

九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程

	昭和62年	3月24日	九運達第2号
改正	平成2年	3月28日	九運達第16号
改正	平成8年	3月26日	九運達第1号
改正	平成10年	8月19日	九運達第9号
改正	平成14年	6月20日	九運達第6号
改正	平成21年	7月16日	九運達第7号
改正	平成28年	3月23日	九運達第24号
改正	平成29年	3月28日	九運達第16号
改正	令和2年	3月30日	九運達第11号

(目的)

第1条 この規程は、九州運輸局の管轄に属する自動車運送事業者（以下「管内事業者」という。）の自動車無事故を達成させることによりその保安の確立を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）による自動車運送事業（貨物軽自動車運送事業を除く。）を経営する者をいう。

2 この規程において「自動車事故」とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に該当する事故及びその発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められる事故等をいう。

(適用)

第3条 自動車無事故表彰の取扱いについては、法令に定めるものを除く外この規程による。

(表彰基準)

第4条 運輸局長は、管内事業者のうち表彰所定期間（第6条第1項に定める期間をいう。）中その責任に属する自動車事故がなく、かつ、運輸業務の成績が優良である者について、これを表彰することができる。

ただし、表彰所定期間経過後表彰を受けるまでの間に表彰を受けようとする管内事業者の責任に属する自動車事故（その発生が社会に及ぼす影響が大きいと認められるものに限る。）が発生した場合は、この限りでない。

2 運輸局長は、前項による表彰の連続回数が4回に達し、かつ、運輸業務の成績が特に優秀と認められるものについて、これを特別表彰することができる。

(表彰内容)

第5条 前条第1項による表彰は、別紙第1号様式による表彰状を授与して、これを行うものとする。

なお、表彰状の授与は所轄運輸支局長又は次長が伝達する。

2 前条第2項による特別表彰は、別紙第2号様式による表彰状を授与して、これを行うものとする。

なお、表彰状の授与は所轄運輸支局長又は次長が伝達することができる。

(表彰所定期間)

第6条 表彰所定期間は、管内事業者が所有する事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下同じ。）の数に応じ下表の区分に定める期間とする。

ただし、一般貨物自動車運送事業者のうち霊柩運送事業のみ行う者にあつては、下表の期間の3倍とする。

事業用自動車数	期 間
7両以下	5年（1人1車制を除く）
8 ～ 10両	4年
11 ～ 20両	3年
21 ～ 40両	2年
41 ～ 80両	1年6月
81両以上	1年

2 表彰所定期間中に事業用自動車の数に変更があつた場合は、当該所定期間当初の事業用自動車の数に応じた期間とする。

(表彰所定期間の始期)

第7条 表彰所定期間の計算の始期は、次のとおりとする。

イ、営業開始の日

ロ、自動車事故を起こした場合は、その事故発生日の翌日

ハ、表彰を受けた場合は、その表彰期間終了日の翌日

ニ、表彰を取消された場合は、その取消の日から1年後の日

ホ、隠蔽された欠格事項が発見された場合は、その事実が運輸局長によって確認された日から1年後の日

ヘ、関係法令違反に伴い行政処分を受けた場合は、その処分の日の翌日

ただし、事業の停止又は事業用自動車の使用停止の行政処分を受けた場合は、その停止期間の終了日の翌日

ト、上記イ、からヘ、の事由に該当しない場合は、任意に定めた日

(表彰手続)

第8条 管内事業者は、第4条の表彰を受けようとするときは、同条第1項に定める基準に適合した後6か月以内（表彰の連続回数が4回に達する者にあつては1年以内）に加入団体の長の推薦書（加入団体がないときを除く。）を添えて所轄運輸支局長に自動車無事故報告書を2部提出するものとする。

2 所轄運輸支局長は、前項による自動車無事故報告書の提出があつたときは、意見を付して運輸局長に上申するものとする。

(表彰時期)

第9条 一般表彰は原則として毎年2月、8月に行い、特別表彰は10月に行う。

(表彰の取消)

第10条 運輸局長は、表彰を行った後に表彰を受けた者が、当該表彰を受けることが適当でない事実が判明したときは、当該表彰を取消することができる。

(公示)

第11条 表彰を行う旨、毎年4月、10月に広報紙等に公示するものとする。

(雑則)

第12条 前各条に定めるものの外、必要な事項は別に定めるところによる。

附 則(昭和62年3月24日、九運達第2号)

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 福岡陸運局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程(昭和40年3月1日福陸達第2号、以下「旧規程」という。)は、廃止する。

ただし、この規程の施行の際現に営業を開始していた管内事業者については、この規程の施行の日を当該事業者の営業開始の日とみなしてこの規程を適用することとし、その際旧規程第8条第1項及び第2項により計算される期間及び回数をこの規程の第6条第1項、第2項及び第3項により計算される期間及び回数にそれぞれ通算することとする。

附 則(平成2年3月28日、九運達第16号)

1 (施行期日)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 (経過措置)

(1) この規程(以下「改正規程」という。)の施行前に九州運輸局自動車運送事業者自動車無事故表彰規程(昭和62年3月24日九運達第2号(以下「旧規程」という。))

第6条の表彰所定期間等を達成したものであって、改正規程の施行後自動車無事故報告書を提出(達成後6か月以内)するものの表彰は、なお従前の例による。

(2) 改正規程第6条の表彰所定期間を計算する際、旧規程第6条第1項及び第2項により計算される期間を改正規程第6条第1項及び第2項により計算される期間にそれぞれ通算することとする。

(3) 改正規程第4条第2項の表彰の連続回数を計算する際、改正規程施行の日において現に継続している旧規程による表彰の連続回数(特別表彰を受けたものにあつては、その後の回数に限る。)を換算(1.5で除して得た回数(1未満の端数は切り捨てる。))して施行日以降の表彰の連続回数に通算することができる。

(4) 改正規程第6条第2項の適用については、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)の施行の日までは、なお従前の例による。

附 則(平成8年3月26日、九運達第1号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年8月19日、九運達第9号)

この規程は、平成10年 8月19日から施行する。

附 則（平成14年 6月20日、九運達第6号）
この規程は、平成14年 7月 1日から施行する。

附 則（平成21年 7月16日、九運達第7号）
この規程は、平成21年 7月16日から施行する。

附 則（平成28年 3月23日、九運達第24号）
この規程は、平成28年 3月23日から施行する。

附 則（平成29年 3月28日、九運達第16号）
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 2年 3月30日、九運達第11号）
この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。